

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

たく・あい たんぽぽ

重要事項説明書

社会福祉法人 札幌協働福祉会

小規模多機能型居宅介護たく・あい たんぽぽ

当事業所はご契約者様に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りに説明します。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人札幌協働福祉会
- (2) 法人所在地 札幌市北区あいの里1条6丁目1番2号
- (3) 電話番号 011-770-5111
- (4) 代表者名 池田 亮
- (5) 設立年月日 昭和53年10月6日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通い、訪問、泊りサービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (2) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護たく・あいたんぼ
- (3) 事業所の所在地 札幌市北区あいの里1条6丁目1番6号
- (4) 電話番号 011-770-5052
- (5) 管理者氏名 七條 肇
- (6) 運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、泊りサービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (7) 開設日 平成27年10月1日
- (8) 登録定員 29名（通いサービス定員15名、泊りサービス定員5名）
- (9) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室、設備をご用意しています。

【宿泊サービスに利用される居室は個室です。】

居室・設備の種類	備 考
宿泊室	5箇所
居間・食堂	1箇所
台所	1箇所
浴室	1箇所
トイレ	1箇所
消防施設	①自動火災報知設備 ②スプリンクラー設備 ③火災通報設備 ④消火器 ⑤避難誘導灯設備 ⑥非常用照明設備

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている設置、設備です。

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 札幌市北区・東区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月曜日から日曜日（基本時間） 7時から18時30分
訪問サービス	月曜日から日曜日（基本時間）24時間
泊りサービス	月曜日から日曜日（基本時間）18時30分から7時

### 4. 職員の配置状況

当事業所では利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の種類の職員を配置しています。

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務 (兼務する職種)	専従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1		1 (介護従業者)			介護福祉士
計画作成担当者	1		1 (介護従業者)			社会福祉士 介護支援専門員
看護職員	2	1		1		看護師
介護従業者	12	9		3		介護福祉士他

(1) 職員の職務内容

職員の職種	職務内容
管理者	事業所を代表し、業務の総括にあたります。
計画作成担当者	それぞれの利用者の状況に応じた介護計画を作成する。
介護従業者	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たる。

<主な種類の勤務体制>

職員の種類	勤務体制
管理者	勤務時間 9:00 ~ 17:30
介護支援専門員	勤務時間 9:00 ~ 17:30
看護職員	勤務時間 9:00 ~ 17:30
介護職員	早番 7:00 ~ 16:30
	日勤 9:00 ~ 17:30
	遅番 10:00 ~ 18:30
	夜勤 16:30 ~ 9:30

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。提供するサービスについては、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
  - ・介護保険の給付の対象となるサービス
- (2) 利用料金の金額を利用者にご負担いただく場合
  - ・介護保険の給付対象とならないサービス

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割の金額となります。(平成27年8月から65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得がある方については、介護保険サービスを利用したときの利用負担が2割もしくは3割になります。)以下のサービスの内容を具体的にどのような頻度、内容で実施するかについては利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に努めます。

#### <サービスの概要>

##### ◎通いサービス

事業所のサービスの拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

##### ① 食事

- ・食事の提供及び食事の介護をします。
- ・調理場で利用者が料理をすることができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

##### ② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、先身の介護を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

##### ③ 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な介護を行い、排泄の自立についても適切な援助を行います。

##### ④ 機能訓練

- ・利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

##### ⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の前身状態の把握を行います。

##### ⑥ 送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎のサービスを行います。

##### ◎訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道、ガス、電気)は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

##### ① 医療行為

- ② 利用者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受
- ③ 飲酒及び利用者もしくは家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他利用者もしくはその家族に行う迷惑行為

◎泊りサービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>

◎通い、訪問、泊り（介護費用分）すべてを含んだ1ヶ月単位の費用額利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。下記の料金表によって、利用者の要支援及び要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額1割）をお支払ください。また、平成27年8月から65歳以上（第1号被保険者）で一定以上の所得がある方については、介護保険サービスを利用したときの利用負担が2割もしくは3割になります。

同一建物以外	要介護度別 単位数	要支援1 3,450 単位	要支援2 6,972 単位	介護度1 10,458 単位	介護度2 15,370 単位	介護度3 22,359 単位	介護度4 24,677 単位	介護度5 27,209 単位
	要介護度別 利用料金	要支援1 35,086 円	要支援2 70,905 円	介護度1 106,357 円	介護度2 156,312 円	介護度3 227,391 円	介護度4 250,965 円	介護度5 276,715 円
	介護保険 給付金額	31,577 円	63,814 円	95,721 円	140,680 円	204,651 円	225,868 円	249,043 円
	サービス利用 自己負担額	3,509 円	7,091 円	10,636 円	15,632 円	22,740 円	25,097 円	27,672 円
同一建物	要介護度別 単位数	要支援1 3,109 単位	要支援2 6,281 単位	介護度1 9,423 単位	介護度2 13,849 単位	介護度3 20,144 単位	介護度4 22,233 単位	介護度5 24,516 単位
	要介護度別 利用料金	要支援1 31,618 円	要支援2 63,877 円	介護度1 95,831 円	介護度2 140,844 円	介護度3 204,864 円	介護度4 226,109 円	介護度5 249,327 円
	介護保険 給付金額	28,456 円	57,489 円	86,247 円	126,759 円	184,377 円	203,498 円	224,394 円
	サービス利用 自己負担額	3,162 円	6,388 円	9,584 円	14,085 円	20,487 円	22,611 円	24,933 円

☆ 月毎の包括料金です。利用者の体調不良や身体状況の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合や小規模多機能型居宅介護計画に定めた日よりも利用が多かった場合でも、日割りでの割引及び増額は致しません。なお、月の途中から登録した場合及び月の途中で登録終了した場合には、その期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。

※登録日・契約締結日ではなくサービスを開始した日

☆利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この場合、保険給付の申請を行うための「サービス提供証明証」を交付します。

☆ 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

◎その他の加算（自己負担額1割分）

加算	算定要件
初期加算	小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間に1日31円が加算されます。
認知症加算（Ⅰ）	認知症介護実践リーダー研修等修了者を配置し日常生活自立度のランクⅢ以上の者に対して専門的な認知症ケアを実施した場合。 また、介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施をした場合1ヶ月936円が加算されます。
認知症加算（Ⅱ）	認知症介護実践リーダー研修等修了者を配置し日常生活自立度のランクⅢ以上の者に対して専門的な認知症ケアを実施した場合1ヶ月905円が加算されます。
認知症加算（Ⅲ）	日常生活自立度のランクⅢ以上に該当した場合1ヶ月773円が加算されます。
認知症加算（Ⅳ）	日常生活自立度のランクⅡに該当した場合1ヶ月468円が加算されます。
看護師配置加算（Ⅰ）	職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置している場合、1ヶ月915円が加算されます。
看護師配置加算（Ⅱ）	職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置している場合、1ヶ月712円が加算されます。
看護師配置加算（Ⅲ）	職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置している場合、1ヶ月488円が加算されます。
訪問体制強化加算	訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置しており、訪問延べ回数が1月当たり200回以上であること。ただし、同一建物に集合住宅（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅）併設する場合は登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費の算定をする者の占める割合が100分の50以上の場合1ヶ月1,017円が加算されます。
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員、その他の関係者が共同し介護計画の見直しを行っており、利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している場合、1ヶ月1,221円が加算されます。
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員、その他の関係者が共同し介護計画の見直しを行っており、利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している場合、1ヶ月814円が加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	全ての小規模多機能型居宅介護従業者に対し従業者ごとに研修計画を作成し研修を実施又は実施を予定しており、利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催し、且つ当該事業所の従業者（看護師、准看護師を除く）の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70以上若しく

	は当該事業所の従業者（看護師、准看護師を除く）の総数のうち勤続 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上の場合 1 ヶ月 763 円が加算される。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	全ての小規模多機能型居宅介護従業者に対し従業者ごとに研修計画を作成し研修を実施又は実施を予定しており、利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行い、且つ当該事業所の従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上の場合、1 ヶ月 651 円が加算される。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	全ての小規模多機能型居宅介護従業者に対し従業者ごとに研修計画を作成し研修を実施又は実施を予定しており、利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行い、且つ当該事業所の従業者（看護師、准看護師を除く）の総数のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上若しくは当該事業所の従業者（看護師、准看護師を除く）の総数のうち常勤職員のが 100 分の 60 以上または、当該事業所の従業者（看護師、准看護師を除く）の総数のうち勤続 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上の場合 1 ヶ月 356 円が加算される。
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成（変更）すること。</li> <li>・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言をおこなうことを定期的に行った場合 1 ヶ月 203 円加算される。※ 3 か月に 1 回を限度</li> </ul>
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成（変更）した場合 1 ヶ月 102 円加算される。</li> </ul>
若年性認知症利用者受入加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合、1 ヶ月 814 円加算される。（予防の場合は、1 ヶ月 458 円加算される。）</li> </ul>
栄養スクリーニング加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中 6 ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合、6 ヶ月に 1 回を限度とし 21 円を加算する。</li> </ul>
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合。利用を開始した日から起算して 7 日間を限度とし 1 日 204 円を加算する。
科学的介護推進体制加算	<p>入所者・利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。</p> <p>若しくは必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した</p>

	場合1 ヶ月 41 円加算される。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護従事者の処遇改善として、介護報酬に 14.9%を乗じた額の 1 割が加算されます。（1 ヶ月につき）
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	介護従事者の処遇改善として、介護報酬に 14.6%を乗じた額の 1 割が加算されます。（1 ヶ月につき）
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	介護従事者の処遇改善として、介護報酬に 13.4%を乗じた額の 1 割が加算されます。（1 ヶ月につき）
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護従事者の処遇改善として、介護報酬に 10.6%を乗じた額の 1 割が加算されます。（1 ヶ月につき）

※1 初期加算は 30 日を超える入院後に再利用した場合にも再度加算

※2 認知症加算は対象者

※3 その他加算は全対象者

## (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスについては利用料金の金額が利用者の負担となります

<サービス概要と利用料金>

### ◎食事の提供（食事代）

・利用者に提供する食事に要する費用

料金： 朝食 380 円 昼食 560 円 夕食 560 円

### ◎泊りに要する費用

・利用者に提供する宿泊に要する費用

料金： 一泊につき 1,500 円

### ◎おむつ等

料金： おむつ代及びパット代は、実費を徴収する。

### ◎レクリエーション、クラブ活動

・利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただけます。

料金： 材料代等の実費をいただきます。

### ◎複写物の交付

・利用者はサービス提供について記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。

料金： 1 枚につき 10 円

### ◎通常の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費

料金： 実費

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の利用料金は、1 ヶ月ごとに計算しいずれかの方法で翌月 15 日までにご請求書をご郵送致しますので、下記の方法にてお支払いください。

① 銀行振込

② 自動引き落とし

【銀行振込の場合】

金融機関名 北洋銀行 あいの里支店  
 振込口座 普 通 0422985  
 名義 社会福祉法人 札幌協働福祉会  
 理 事 長 池田 亮

※振込にかかる手数料については、ご契約者様の自己負担となります。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ☆ 利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、変更、新たなサービスを追加することができます。この場合には、原則としてサービス実施日の前日までに申し出てください。
- ☆ サービス利用の追加、変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日にサービスが提供できない場合、利用可能日を提示して協議します。
- ☆ サービスを休まれる場合のキャンセル料はいただきません。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びそその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、泊りサービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。事業者は、利用者との協議の上、小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。その内容は書面にて説明の上、利用者に交付します。

6. 苦情および虐待等に関する相談・受付について

(1) 当事業所における苦情や虐待等に関する相談の受け付けは、以下の専用窓口で受け付けます。

受付窓口（担当者）	事業所管理者 七條 肇
受付時間 電話番号	月曜日から日曜日 9：00 から 17：30 011-770-5052

また、苦情受付ボックスを事業所に設置してあります。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

運営法人本部 苦情相談窓口	社会福祉法人 札幌協働福祉会 担 当 苦情相談窓口担当者 電 話 (011) 770-5111 FAX (011) 770-5112
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	国民健康保険 団体連合会 総務部 介護保険課 苦情処理係 電 話 (011) 231-5161 FAX (011) 233-2178 札幌市保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課 電 話 (011) 211-2972 FAX (011) 218-5117

## 7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため次のとおり運営推進会議を設置しています。

### 【運営推進会議】

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村議員、地域包括センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記載を作成

## 8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

### 【協力医療機関、施設】

協力医療機関	医療法人社団 豊生会 丘珠明陽医院	札幌市東区北丘珠3条1丁目21番20号
協力歯科医院	あいの里歯科医院	札幌市北区あいの里1条6丁目2番1号

## 9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画にそって避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

防火管理者	法人本部 中村 樹也
消防用設備	自動火災報知機 非常通報装置 ガス漏れ探知機 非常用照明 誘導灯 消火器

## 10. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- 事業所内の設置や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反して破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮ください。
- 所持金は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

## 付 則

- この重要事項説明書は、2015年11月24日から施行する。
- この重要事項説明書は、2016年7月1日から施行する。
- この重要事項説明書は、2017年4月1日から施行する。
- この重要事項説明書は、2017年8月1日から施行する。
- この重要事項説明書は、2017年9月1日から施行する。
- この重要事項説明書は、2018年1月1日から施行する。

この重要事項説明書は、2018年4月1日から施行する。  
この重要事項説明書は、2018年5月1日から施行する。  
この重要事項説明書は、2021年4月1日から施行する。  
この重要事項説明書は、2024年4月1日から施行する。

# 社会福祉法人札幌協働福社会個人情報保護方針同意書

社会福祉法人札幌協働福社会（以下 {当法人} といいます）は、当法人の取得する個人情報について、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令の趣旨を遵守すると共に、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に厳重な注意を払ってまいります。

## 法令等の遵守

当法人は、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護法その他関係する法令等を遵守いたします。

## 個人情報の利用

当法人は、個人情報を当法人の利用目的の範囲内でのみ利用することとし、その目的を超えた利用はいたしません。

利用者及びその家族の個人情報を使用する範囲

- (1) 定期受診や緊急受診、介護認定にかかわる際の医療機関
- (2) 介護保険施設及び福祉施設、新しく利用する事業所
- (3) 国・地方自治体等の関係機関
- (4) 居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所及び介護支援専門員
- (5) サービス担当者介護の際、その他、提供に必要な関係団体等

## データ正確性の確保

当法人は、ご利用者及びご家族の個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めてまいります。

## 安全管理

当法人は、ご利用者及びご家族の個人情報を厳重に管理し、不正アクセス・改ざん・破壊・紛失・漏えい等に対する予防措置および安全管理措置を講じます。

## 第三者への提供

当法人は、法令による場合を除き、ご利用者及びご家族の個人情報を、ご利用者及びご家族の承諾なく第三者に提供・開示いたしません。

## 開示・訂正等

当法人は、保有個人データのご本人から個人情報の開示等の求め（開示・訂正等・利用停止等の求め）があった場合には、個人情報保護法令に従い、適切に取り扱い致します。

## 委託先の監督

当法人では、業務を円滑に遂行するため、業務の一部を委託先に委託し、当該委託先に対し必要な範囲でご利用者及びご家族の個人情報を預託する場合がありますが、委託先へは個人情報を厳重に管理することを義務付け、監督いたします。

## 法人内体制

当法人は、個人情報の取扱いおよびシステムに関して、法人内規定及び業務毎に必要なルールを策定するとともに、監督者を置く等組織整備し、個人情報保護を遵守する体制を構築いたします。

## 教育・監督

当法人は、個人情報を従業員に取り扱わせるにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように継続的な従業員教育を実施するとともに、適切な監督を行います。

上記に同意し記名及び押印いたします。

年 月 日

利用者	氏名： 印
身元保証人	氏名： 印 (続柄： )
連帯保証人	氏名： 印 (続柄： )